社会福祉法人欣彰会

敬寿園ホームヘルパーステーション指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービス事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　欣彰会が開設する敬寿園ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護（介護予防にあっては指定介護予防訪問介護サービス）を提供することを目的とする。

（指定訪問介護事業の運営の方針）

第２条　事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

３　事業の実施にあたっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防訪問介護サービス事業の運営の方針）

第３条　事業の実施にあたっては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

２　指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

３　事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　敬寿園ホームヘルパーステーション

（２）　所在地　埼玉県さいたま市見沼区大字片柳１２９８番地

（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）サービス提供責任者　　１名以上（常勤）

介護福祉士、旧訪問介護員養成研修１級課程（これに相当する研修を含む。以下同じ。）修了者サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護、介護予防訪問介護サービス、家事支援型訪問サービスの利用の申し込みに関わる調整、利用者及び家族等からの相談に応じ、訪問介護職員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

（３）訪問介護員等　　１名以上

介護福祉士　実務者研修修了者　旧介護職員基礎研修修了者　介護職員初任者研修修了者

旧訪問介護員養成研修修了者（１・２級過程）修了者

訪問介護員は、訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　　月曜日から日曜日までとする。

（２）　営業時間　午前６時から午後１０時までとする。

（３）　連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

（事業の内容及び利用料等）

第７条　指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、低所得者に対しては、国等の指針に従い減免等の処置を講じる。

（１）　身体介護

（２）　生活援助

（３）　通院等乗降介助

２　指定介護予防訪問介護サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（１）　介護予防訪問介護費（Ⅰ）…１週に１回程度

（２）　介護予防訪問介護費（Ⅱ）…１週に２回程度

（３）　介護予防訪問介護費（Ⅲ）…１週に２回を超えた場合

３　第８条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護サービス事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）　さいたま市境から、片道おおむね５キロ未満　　１００円

（２）　さいたま市境から、片道おおむね５キロ以上　　２００円

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、さいたま市の区域とする。

（身体拘束について）

第９条　利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない事。なお、緊急やむを得ず身体拘束が必要と判断した場合には、本人またはご家族に対して充分な説明を行い、ご同意を頂いてから対応させて頂く事とする。

（虐待の防止に関する事項）

第10条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止策のために、次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（４）　虐待防止のための措置を適切に実施する為の担当者を配置する。

２　事業所は、サービス提供中に当事業所または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策について）

第11条　事業所は、法人で定められた規定・方針に基づき、ハラスメントの予防及び対策を行うものとする。

（１）　法人で定められた規定及び方針について、職員へ周知・啓発を行う。

（２）　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

（緊急時における対応方法）

第12条　訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第13条　事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　職員は、非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業継続計画を策定し、定期的に研修を実施、訓練（シミュレーション）の実施を行うものとする。

（１）事業継続計画は、以下の２つの事態に対応するものとする。

ア　非常災害時

イ　感染症まん延時

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条　利用者及びそのご家族、その他関係者（以下「利用者等」）は、社会通念上相当と認められる範囲を超える言動（以下「カスタマーハラスメンメント」）を行ってはならない。

（1）職員に対する身体的な攻撃（暴行等）

（2）職員に対する精神的な言動（暴言、威嚇、名誉棄損、侮辱、長時間の拘束等）

（3）契約で定められた範囲を超える過度なサービスの要求

（4）プライバシーの侵害、SNS 等を利用した不当な誹謗中傷等

2　事業所は利用者等によるカスタマーハラスメントが認められた場合には、次に掲げる事項の対応を行う。

（1）事実確認

（2）当該行為の中止を求め職員の安全確保と必要に応じた適切な措置を講ずる

（3）改善が見られない悪質なもしくは事業運営に重大な支障を及ぼすと認められた場合は、サービスの一時中断、面会制限、連絡窓口の一本化、その他必要な措置を講ずる

（4）契約の継続を著しく困難とする重大な背信行為の場合は、契約の解除をする事ができる

（5）事業所は職員の安全確保及び適切なサービス提供体制の維持の為に、相談体制、職員研修対応マニュアル等を整備し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応するものとする。

第 15 条　事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）　採用時研修　採用後１か月以内

（2）　継続研修　　年１回以上

2　職員は、個人情報保護法等に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4　この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人欣彰会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成１５年　４月　１日から施行する。（行政区分変更による住所表記変更）

この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。（一部変更）

この規程は、平成１８年１１月　１日から施行する。（一部変更）

この規程は、平成１９年　８月１１日から施行する。（一部変更）

この規程は、平成１９年　９月　１日から施行する。（一部変更）

この規程は、平成２６年１１月　１日から施行する。（一部変更）

この規定は、平成２７年　８月　１日から施行する。（一部変更）

この規定は、平成３０年　４月　１日から施行する。（一部変更）

この規定は、令和　５年１０月　１日から施行する。（一部変更）

この規定は、令和　８年　８月　１日から施行する。（一部変更）